

一般社団法人日本腎不全看護学会 役員予選規則

第1条（目的）

この規則は、当法人の理事及び監事（以下、役員という）の予選について定め、社員総会における役員選任決議を円滑に行うとともに、役員の選出を公正に行うことを目的として、必要な事項を定める。

第2条（役員を選任）

役員を選任は、本規則に基づいて予選を行い、これにより選出された役員候補者の名簿（以下、役員名簿という）を作成し、役員名簿登載者の全部または一部を、同年度において開催される当法人の社員総会において承認する方法により行うことができる。

第3条（選挙管理委員会）

役員の前選に際して、前選事務を管理するために、理事会の決議により、選挙管理委員会（以下、委員会という）を置く。

2 委員会の委員（以下、委員という）は、次に定める者とする。

（1）正会員の中から理事会が委嘱した者 2名以上

（2）理事会が指名した理事で、役員の前選挙権のない者 1名以上

3 委員の任期は、理事会から委嘱された日、または、理事会より指名を受けた日から、役員名簿を代表理事に提出した日までとする。

4 前項の規定より、役員名簿を代表理事に提出した日をもって委員会は解散する。ただし、必要があると認める場合は、理事会の決議により、解散した委員会を再び組織することができる。

5 補欠または増員により選任された委員の任期は、他の委員の前任期間とする。

第4条（委員会の職務）

委員会は、次の各号に定める事項を管理する。

（1）選挙に関する告示

（2）選出役員の前数の決定

（3）選挙公報の発行

（4）第8条第3項に定める前選挙人名簿の作成

（5）投票及び開票に関する事務

- (6) 役員名簿の作成及び代表理事への提出
- (7) その他予選事務に関し必要な事項

第5条（書面等による決議）

委員会の決議は、書面または電磁的方法によることができる。

第6条（委員の資格喪失）

委員が役員の被選挙権を有したときは、委員の資格を喪失する。

第7条（選挙権）

社員のうち、予選実施年度までの年会費をすべて納入した者は、予選の選挙権を有する。

第8条（被選挙権）

社員のうち、予選実施年度までの年会費をすべて納入し、かつ、定款第31条第1項及び第2項の各ただし書きに規定する、役員の再選規定に抵触しない者は、予選の被選挙権を有する。

2 理事会が、当法人の運営及び発展に寄与する正会員と認め、推薦する者は、予選の被選挙権を有する。

3 委員会は、前各項の規定により予選の被選挙権を有する者全員を登載した被選挙人名簿（以下、予選名簿という）を作成する。

第9条（告示）

委員会は、予選の期日、予選で選出する役員の定数、その他必要な事項について決定し、理事会の承認を得た後に、正会員に告示しなければならない。

第10条（予選の期日）

予選の期日は、予選が行われる年度の社員総会が開催される日の3カ月前までの日とする。

第11条（投票）

投票は、選挙権を有する者1人1票とし、無記名とする。

2 投票は、委員会から送付された投票用紙を、予選の期日までに委員会宛てに郵送する方法による。

第12条（投票の無効）

次の各号に定める投票は無効とする。

- （1） 所定の投票の方法によらないもの
- （2） 予選期日までに委員会に到達しなかったもの
- （3） 所定の投票用紙を用いなかったもの

第13条（投票の確定）

当選者は、予選名簿登載者のうち、有効投票の多数を得た者から順次定数に至るまでの者とする。

2 当選者を定めるにあたり、得票数が同数であるときは、委員会の定めるところにより、抽選で当選者を決定する。

第14条（開票）

開票は、委員会が指名した立会人1名以上が立会い、委員会が行う。

2 委員会は、予選の結果に基づき、役員名簿を作成し、遅滞なく代表理事に提出する。

第15条（無投票当選）

予選名簿に登載された者の数が、選出役員の定数を超えないとき、または超えなくなったときは、投票を行わず予選名簿に登載された者を当選者とする。

第16条（結果の報告）

代表理事は、役員名簿に登載された者が、社員総会において役員として選出された後、適宜の方法により、当該選出された役員を正会員に報告する。

第17条（規則の変更）

本規則は、理事会の決議により変更することができる。

附則

本規則は、平成31年2月10日から施行する。